

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 3 年 6 月 15 日現在

機関番号：13801

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K13616

研究課題名(和文) 非国際的武力紛争の規範原理再考 その史的検証

 研究課題名(英文) Reconsidering the Principles of International Humanitarian Law Applicable in
Non-International Armed Conflict: Historical Perspectives

研究代表者

川岸 伸 (Kawagishi, Shin)

静岡大学・人文社会科学部・准教授

研究者番号：30612379

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：非国際的武力紛争に適用される武力紛争法のあり方をめぐっては、国際的武力紛争に適用される武力紛争法を非国際的武力紛争に導入するという手法が1990年代後半以降一般化したと理解されている。本研究は、この手法がすでに共通第3条と第2追加議定書の成立過程において様々な提案の中に存在したことに注目し、当該提案がどのように諸国によって扱われたのかを分析することによって、当該手法の妥当性を歴史的に検証することを目的とした。検討の結果、領域国の法執行措置と両立する限りにおいて、国際的武力紛争に適用される武力紛争法を非国際的武力紛争に導入することが許容されると諸国によって認識されていたことが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

非国際的武力紛争は、国際的武力紛争と異なり、少なくとも紛争当事者の一方が非国家主体(=武装集団)であることから、従来は一国の国内問題であると基本的に捉えられており、同紛争にどのような武力紛争法を適用することが可能であるかということが理論的に論じられてきた。また現在、世界では国際的武力紛争よりも非国際的武力紛争が頻発しており、国際刑事裁判所に代表される国際刑事裁判は国際的武力紛争よりも非国際的武力紛争における重大な犯罪を審理する機会を持つ傾向にある。これらの諸点を鑑みるならば、非国際的武力紛争に適用される武力紛争法のあり方を解明することは学術的にのみならず社会的にも極めて重要な意義を有している。

研究成果の概要(英文)：It has been generally understood that the rules of the law of armed conflict applicable in non-international armed conflict was considerably developed by the International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia (ICTY) since the mid-1990s. In doing so, the ICTY took the approach of transposing the rules of the law of armed conflict applicable in international armed conflict into non-international armed conflict. However, we may discover the existence of such an approach in the various proposals in the drafting processes of Common Article 3 of 1949 and Additional Protocol II of 1977. This study aims to examine the validity of this approach by investigating how the States participating in these drafting processes have responded to these proposals. It shows that these States have considered that this approach could be legally permitted as long as it would be consistent with the law enforcement activities by the territorial States such as arrest, prosecution and punishment.

研究分野：国際法

キーワード：非国際的武力紛争 武力紛争法 共通第3条 第2追加議定書 ICTY 武力紛争法の人道化

1. 研究開始当初の背景

伝統的に「武力紛争」は、国家相互の間に生じる国際的武力紛争と、少なくとも紛争当事者の一方を非国家主体とする非国際的武力紛争に区別されると理解されてきた。この見解は、通常、ツー・ボックス・アプローチと呼ばれ、関連条約において、非国際的武力紛争の適用規則が国際的武力紛争のそれと比べて希薄であるというところに端的に表れている。これに対して、ツー・ボックス・アプローチに再考を迫るのが1990年代中葉以降の実践である。旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所・赤十字国際委員会の実践は、慣習法上、国際的武力紛争の適用規則を非国際的武力紛争に「移植」することによって、両者の区別を失くすことを目標とする。この見解は、一般に、ワン・ボックス・アプローチと呼ばれてきた。このワン・ボックス・アプローチは、武力紛争法上、重大な帰結を伴うものである。ある事態を国際的武力紛争と非国際的武力紛争のいずれと性格付けるかという紛争分類は無意味となり、武力紛争法の体系は、国家ではなく、むしろ個人を中心に構成されることとなるからである。このように両アプローチのいずれを取るかによって、非国際的武力紛争の適用規則、さらにその基本構造をめぐっての相違が導かれることとなる。この問題に直面して、国内・国外の先行研究は、1990年代中葉以降の実践を直接の検討対象とする傾向にある。確かに、最近の展開に注目すること自体は一定の意義を持つ。しかし、注意を要するのは、これらの先行研究をめぐっては、慣習法の認定方法、さらに国家慣行と法的信念の存否という論点に焦点を当て過ぎており、そもそも適用規則の「移植」が可能であるかどうか、可能でないならば、なぜそうなのかという、より本質的な論点に深く立ち入っていないということである。

これに対して、武力紛争法の歴史を振り返れば、「移植」は実は1990年代中葉以降になって突如として現れたものではない。ジュネーヴ諸条約共通第三条、ジュネーヴ諸条約追加議定書、さらに国際刑事裁判所規程の戦争犯罪規定の各成立過程において、国際的武力紛争の適用規則を非国際的武力紛争にそのまま導入するという提案は、幾度も唱えられてきたという事実がある。このことは、非国際的武力紛争を規律する武力紛争法の史的展開そのものが「移植」と密接に関係していることを示している。そこで、これらの一連の経緯において「移植」肯定論と「移植」否定論の双方の正当化根拠を探ることができれば、国際的武力紛争の適用規則を非国際的武力紛争に当てはめることに伴って表出する問題が何であるか、さらに、それを克服するための解決策として、どのようなことが想定され得るかが浮かび上がってくるものと考えられる。そして、ここから得られた手がかりは、1990年代中葉以降の実践を、今後、改めて検討するための座標軸を提供するものと考えられるのである。

2. 研究の目的

本研究は、非国際的武力紛争を規律する武力紛争法のあり方をめぐって、その史的展開を検証することを通じて、どのような規範が妥当するかという問いに対して解答の手がかりを得ることを目的とする。具体的に示すと、ジュネーヴ諸条約共通第三条の成立過程、ジュネーヴ諸条約追加議定書の成立過程を素材とし、スイス・ジュネーブに所在する赤十字国際委員会本部の図書館・アーカイブスの資料を駆使することによって、上述の目的に接近する。この検証の結果、1990年代中葉以降の実践に顕著である、非国際的武力紛争の適用規則の拡大現象を、今後改めて検討するための分析視座を得ることができると考えられる。

国際的武力紛争の適用規則を非国際的武力紛争に「移植」という試みは、例えば、ジュネーブ諸条約共通第三条に関するストックホルム会議の最終草案に見られた。このように「移植」は、ジュネーブ諸条約共通第三条、ジュネーブ諸条約追加議定書の成立過程において、繰り返し提案されている。これらの経緯の結論を先取りすれば、最終的に「移植」を肯定する提案は諸国によって否定されるに至っている。では、なぜ、「移植」否定論が取られたのか。そこでは、「移植」肯定論が当てはまる余地はなかったのか。これらの問いを念頭に置いた上で、武力紛争法史を検証することにより、「移植」肯定論と「移植」否定論のそれぞれの正当化根拠を明らかにする。すでに述べているように、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所・赤十字国際委員会は、慣習法上、「移植」が可能であることを説き、非国際的武力紛争の適用規則における保護の欠如をカバーするという動きを示している。では、このように「移植」を提唱する1990年代中葉以降の実践はどのように評価することができるのか。本研究は非国際的武力紛争を規律する武力紛争法の史的展開を検証することを通じて、「移植」肯定論と「移植」否定論のそれぞれの正当化根拠を導き出し、「移植」の妥当性を検証するためにより所となる分析視座を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は、海外調査、具体的に示すと、スイス・ジュネーブに所在する赤十字国際委員会本部の図書館・アーカイブスにおける資料の調査を軸とする手法を用いて、実施された。事前に文献調査に基づき学説状況を把握した上で、海外調査を実施し、現地（同図書館・アーカイブスの司書・アーカイブリストなど）の協力を必要とした。研究内容は、「国際法研究会」「国際人道法・国際刑事法研究会」における研究報告、さらに海外の研究者（マックスプランク比較公法国際法研究所の研究者）との意見交換を通じて、洗練させていき、最終的に、研究代表者が所属する静岡大学人文社会科学部（法学科）の紀要である「法政研究」、さらに海外ジャーナルから論文公表を行うことによって、研究成果を発信した。

4. 研究成果

(1) ジュネーブ諸条約共通第三条とジュネーブ諸条約第二追加議定書の各成立過程

ジュネーブ諸条約共通第三条の成立過程に関する検討からは、国際的武力紛争の規則のうち、非国際的武力紛争に適合的なもの（傷病者・海上傷病者）と非国際的武力紛争に非適合的なもの（捕虜・文民）という2つのカテゴリーがあることが明らかとなった。

これに対して、ジュネーブ諸条約第二追加議定書の成立過程に関する検討からは、次の諸点が明らかとなった。すなわち、第一に国際的武力紛争に適用される敵対行為規則を非国際的武力紛争に導入する提案が赤十字国際委員会によって幾度となく行われたこと、第二に赤十字国際会議（1957年ニューデリー会議・1965年ウィーン会議・1969年イスタンブール会議）においてはこの赤十字国際委員会の提案に対して概ね積極的な反応が見られたこと、第三に政府専門家会議（1971年・1972年）とジュネーブ外交会議（1974年から1977年まで）においては積極的な反応と消極的な反応の双方が示されたこと、第四に、しかし、この提案を認めてしまうと叛徒の側に合法的な敵対行為の存在を肯定することになるため、領域国政府の国内法執行措置（逮捕・訴追・処罰）と両立しない敵対行為規則は非国際的武力紛争に導入することが困難であると最終的に諸国によって判断されたことである。

(2) 旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所の判例(a) 非国際的武力紛争の国際化をめくって まず、非国際的武力紛争の国際化に関する旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所の判例の総合的

な検討を遂行した。本テーマは、当初は本研究とは関係が希薄であると考えていたものの、分析を進めていくうちに実は密接に関連していることが後に判明した。旧ユーゴスラビア紛争においては、政府と叛徒との間に非国際的武力紛争が発生している最中、外国が叛徒の側に立って干渉するという事態が多々生じた。この事態に直面して、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所は、どのような条件が満たされれば、非国際的武力紛争が全体として国際的武力紛争と見なされるかという問題に対処することを迫られることになった。検討の結果、次の諸点を解明することができたと言える。第一に、国際的武力紛争と非国際的武力紛争という二つの「武力紛争」の併存が裁判所にとっての重要な起点となっている。第二に、この併存を起点とした上で、判例全体の傾向として言えば、外国の二つの関与、すなわち、干渉と支配に基づきそれぞれ非国際的武力紛争の国際化を導くというアプローチに裁判所は立っている。第三に、非国際的武力紛争の国際化のメカニズムとして、支配は、従来の国際的武力紛争の概念を維持するのに対し、干渉は、政府対叛徒の紛争それ自体を新たに同概念に取り込むべく同概念の拡大をもたらす契機を内包する。第四に、この点に鑑みると、支配とは対照的に、干渉は、これまで非国際的武力紛争として分類された政府対叛徒の紛争それ自体に国際的武力紛争の規則を適用することを可能とするものであることから、武力紛争法の発展を導くものであると捉えることができる。第五に、しかし、その一方で、この武力紛争法の発展は、叛徒の地位に関する問題に顕著であるように、基本的に国家にとって受け入れることのできない要素を抱えるものであることから、看過し得ない限界を抱えていると評価せざるを得ないものである。

(3) 旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所の判例(b) 慣習国際(人道)法の認定をめぐる

次に、慣習国際人道法の認定に関する旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所の判例を検討した結果、次の諸点が明らかとなった。すなわち、第一にジュネーブ諸条約第二追加議定書に欠如している敵対行為規則が慣習国際法上非国際的武力紛争に適用されることが認められたこと、第二にこの慣習国際法の認定にあたっては伝統的な慣習国際法の認定方法ではなく現代的な慣習国際法の認定方法が採用されたこと、第三にこの現代的な慣習国際法の認定方法それ自体は一定の合理性を持ったこと、第四にしかし、慣習国際法を認定するために旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所が依拠した証拠については、当該慣習国際法の存在を正しく導くものであるかどうか疑わしいものが見受けられたことである。これらの検討を踏まえると、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所の判断の妥当性については、説得力に欠ける点を見出すことができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 7件）

1. 著者名 川岸伸	4. 巻 25
2. 論文標題 非国際的武力紛争への敵対行為規則導入の史的検証（二） ジュネーブ諸条約第二追加議定書をめぐって	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 43-83
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川岸伸	4. 巻 -
2. 論文標題 慣習国際人道法の認定方法 ICTYをめぐって	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代国際法の潮流II	6. 最初と最後の頁 370-383
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Shin Kawagishi	4. 巻 -
2. 論文標題 Reconsidering the Classification of Extraterritorial Conflict with Armed Groups in International Humanitarian Law	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Changing Actors in International Law	6. 最初と最後の頁 329-355
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川岸伸	4. 巻 25
2. 論文標題 非国際的武力紛争への敵対行為規則導入の史的検証（三）・完 ジュネーブ諸条約第二追加議定書をめぐって	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川岸伸	4. 巻 24
2. 論文標題 非国際的武力紛争への敵対行為規則導入の史的検証(一) ジュネーブ諸条約第二追加議定書をめぐって	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 「法政研究」	6. 最初と最後の頁 153 - 169
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 川岸伸	4. 巻 23
2. 論文標題 非国際的武力紛争の国際化に関するICTY判例の形成と展開(三)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 「法政研究」	6. 最初と最後の頁 31-60
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 川岸伸	4. 巻 23
2. 論文標題 非国際的武力紛争の国際化に関するICTY判例の形成と展開(四)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 「法政研究」	6. 最初と最後の頁 1-37
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 川岸伸	4. 巻 23
2. 論文標題 非国際的武力紛争の国際化に関するICTY判例の形成と展開(五)・完	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 「法政研究」	6. 最初と最後の頁 99-128
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Shin Kawagishi	4. 巻 77
2. 論文標題 Clearing Uncertainties of the Jurisprudence of the ICJ on Self-Defence against Non-State Actors	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Heidelberg Journal of International Law	6. 最初と最後の頁 27-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 川岸伸	4. 巻 22
2. 論文標題 非国際的武力紛争の国際化に関する ICTY判例の形成と展開 (二)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 「法政研究」	6. 最初と最後の頁 1-43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 川岸伸	4. 巻 116
2. 論文標題 非国際的武力紛争への外国干渉と国際的武力紛争の概念	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 「国際法外交雑誌」	6. 最初と最後の頁 60-91
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川岸伸	4. 巻 22
2. 論文標題 ジュネーブ諸条約共通第三条の成立過程 ジュネーブ外交会議をめぐって	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 「法政研究」	6. 最初と最後の頁 1-84
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 Shin Kawagishi
2. 発表標題 Reassessing the Drafting History of the Common Article 3 of the 1949 Geneva Conventions
3. 学会等名 Association of Human Rights Institutes (University of Postdam) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Shin Kawagishi
2. 発表標題 International Humanitarian Law and Challenges in the 21st Century
3. 学会等名 LLM Program on International Human Rights Protection (University of Alcalá) (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Shin Kawagishi
2. 発表標題 Reconsidering the Classification of Transnational Conflict with Armed Groups in International Humanitarian Law
3. 学会等名 The Seventh International Four Societies Conference (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------